

遊休農地の有効活用を支援します

遊休農地解消緊急対策事業

このようなお悩みありませんか

農地所有者

自分では管理できない。
どうしたら…



耕作者

隣は遊休農地だけど、
解消したら
借りて耕作したい。



そのお悩み農地バンクが解決をお手伝いします

出し手



農地バンク
借受→解消→転貸



受け手



事業内容

対象農地：農振農用地区域内の農地で簡易な整備で解消可能な
緑判定の1号遊休農地

要件：①農地バンクへ使用貸借（賃料0円）で10年以上農地を貸付ける
②事業を実施した年度の翌年度までに受け手が耕作を開始する

作業内容：草刈り、除礫、抜根（新植・改植された樹木を除く）、耕起・整地、
※その他必要と認められるもの（要別途協議）

解消費用：**43,000円/10a**の範囲で農地バンクが解消。（耕作者等へ委託）
※上記の金額を超過した分は、市町村等の助成がある場合はその分を除いて
所有者又は耕作者の負担となります。

お問い合わせ先

農地バンク事業窓口（市町村農政担当課）、
農業委員会へご相談ください。

千葉県農地中間管理機構